

経理チーム作成

平成18年度第3四半期まで(4月～12月)の決算に係る財務諸表及び収支計算書 について

- 資金管理センターは、資金管理業務を実施するに際して透明な運営を行うという観点から四半期毎に決算を実施しており、「平成18年度第3四半期まで(4月～12月)の決算に係る財務諸表及び収支計算書」について、資金管理業務諮問委員会へ報告するもの。
- 収支関連の主な状況は次のとおりである。
 - ① 預託台数は、年度予算作成時に想定した年間預託台数(新車・継続・引取)2,887万台に対して、4月～12月累計で2,383万台となっている。その結果、4月～12月累計で預託金預り収入は年間予算2,928億円に対して2,354億円、資金管理料金収入は年間予算133億円に対して110億円の実績となりおりほぼ想定どおりである。
【注】引取時の預託台数にはエアコン後付の預託台数を含む。
 - ② 引取業者引取台数は、予算作成時に想定した年間引取台数342万台に対して、4月～12月累計で265万台となっている。その結果、預託金払渡支出は年間予算278億円に対して4月～12月累計で207億円と想定どおりとなっている。
 - ③ 中古車輸出返還台数は、年度予算作成時に想定した31万台に対して、4月～12月累計で22.0万台となっている。その結果、預託金輸出返還支出は年間予算31億円に対して4月～12月累計で21億円となり想定を若干上回っている。
 - ④ 資金管理料金特別会計における事業活動支出は年間予算127億円に対して4月～12月累計で95億円となった。
- 公益法人会計においては、四半期決算に関する一般に公正妥当と認められた基準はないため、監査法人より財務諸表及び収支計算書(以下「財務諸表等」という。)について「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について(中間報告)」を勘案した基準で監査を受け、その結果の報告を受けている。
- 検証項目は51の手続きから構成されており、会計監査法人の「四半期財務諸表等に対する報告書」に具体的に記載されている。

実施された手続きおよび結果を例示すれば以下のとおりである。

- ・ 財務諸表等の記載が、予算書、総勘定元帳と合致していることが確かめられた。
- ・ 重要な会計方針が一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、四半期の財務諸表等の各項目が当該会計方針に準拠して適切に処理されているか否かについて質問を受け、適切に処理されている旨回答した。
- ・ 四半期の財務諸表を閲覧され、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準じて作成及び開示が行われているかどうかについて概括的に把握された。
- ・ 事業費及び事業費支出について、1件20百万円以上のものについて、証票との突合が実施され、対象となった事業費及び事業費支出は適切に会計処理されていることが確かめられた。

- 監査法人からは、「上記の手続きを実施した結果、その限りにおいては、平成18年度における資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の第3四半期までの財務諸表が一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していないと認められる事項は発見されず、収支計算書は『公益法人の内部管理事項』に従っていないと認められる事項は発見されなかった」という結論を記載した四半期財務諸表等に対する報告書(資料6-10)を受領している。

以上